

## 福島県の復興公営住宅

川崎 興太 福島大学

### 福島県の復興公営住宅とは

福島原発事故から6年が経ち、被災者は仮設住宅から恒久住宅へと移りつつある。福島県では、恒久住宅の一つである災害公営住宅には、3つの種類がある。地震・津波等の被災者向け、原発避難者向け、帰還者向けである。

このうち、原発避難者向け災害公営住宅は、避難指示を受けている／受けていた住民が、避難元の市町村とは異なる市町村において、長期にわたる避難生活を安定して送れるようにするために整備される災害公営住宅であり、「復興公営住宅」と呼ばれている。福島原発事故の発生当初、「仮の町」構想が話題になったが、その議論の延長線上に整備されることになった原発避難者の「仮の住宅」である。

### 復興公営住宅の計画・整備状況

復興公営住宅は、一部の例外を除き、福島県が主体となって、合計4,890戸建設される計画である。避難元自治体は双葉町や浪江町などの9市町村であり、受入自治体はいわき市などの15市町村である。共同住宅のみならず、県産木材を使った木造戸建て住宅も計画されている。

2016年12月末現在、建物完成戸数は2,995戸(61%)である。買取方式などの採用によって、整備期間の短縮化が図られてきたが、地震・津波等の被災者向け災害公営住宅の計画戸数2,087戸がほぼ完成しているのとは比べると、整備が遅れている。なぜか？

供給スキームの構築に時間がかかったからである。自然災害であれば、被災市町村が被災市町村内に災害公営住宅を整備することになるが、復興公営住宅は、被災市町村外に整備されるので、整備主体、入居対象者、位置、戸数、財源などを、避難期間や需要量が不透明な状況の中で、法制度を創設しつつ、また、避難元自治体と受入自治体の調整を行いつつ決めなければならなかった。法制度については、福島復興再生特措法によって公営住宅法の滅失要件の特例措置が創設され、財源としてコミュニティ復活交付金が創設された。また、スキームの構築が遅れたために、用地難や建設費高騰という状況に直面し、入札不調や作業員不足による工期延長という事態に陥ることになった。

### 復興公営住宅の入居の状況

入居者募集は、2014年4月から5期にわたって行われ、2016年8月をもって新規団地の募集は終了になっている。

入居の状況を見ると、第4期募集までの数値になるが、

募集が行われた3,557戸のうち、入居世帯ありの住宅は92%である。近年募集が行われた団地では、空き家が目立ちつつある。入居者数は5,425人であり、高齢者が46%を占めている。独居者が入居世帯数ベースで39%であり、65歳以上の独居者が22%となっている。

### コミュニティの維持・形成に向けた取り組み

復興公営住宅では、多くの孤独死が発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、コミュニティの維持・形成に向けた取り組みが行われている。①避難元自治体単位での入居者募集、②親族同士などの複数世帯での入居が可能なグループ入居、③入居者同士や近隣住民との交流のための集会所の設置、④イベントの企画・運営や自治組織の立ち上げ・運営などを行うコミュニティ交流員の配置、⑤共同住宅の低層化などの設計面での工夫である。

これまで筆者が見聞きした限りでは、こうした取り組みを肯定的にとらえている入居者が多く、入居者同士の交流の機会は保たれている。しかし、団地外の住民との交流はほとんどない。

### 復興公営住宅での暮らしの支援

福島では、2017年3月をもって、面的除染が終了し、避難指示が解除され、自主避難者に対する仮設住宅の供与が終了する。「復興・創生期間」への移行から1年遅れの4月から、福島は新たなフェーズを迎えることになる。

復興公営住宅の入居者にとっては、避難指示が解除されると、自宅への帰還という選択が可能になる。もちろん、自宅に帰りたいという方もいる。しかし、避難指示が解除されるといっても、町が元に戻るわけではなく、高齢者一人では生活できないので、復興公営住宅を「終の棲家」にせざるをえないという方が少なくない。将来的に定住／帰還／転居のいずれを選択するとしても、入居者一人ひとりの生活実態と意向をきめ細かく把握し、復興公営住宅での暮らしをしっかりと支えていく必要がある。



写真1 第1期募集の復興公営住宅 写真2 集会所でのイベントの風景